

別表第4

検査項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数		
微生物	特定せず		≦ 150	3	0.3	1		
			151 ~ 1,200	5	0.3	1		
			≧ 1,201	8	0.3	1		
放射線照射	特定せず		≦ 50	2	0.5 ^{※1}	1		
			51 ~ 500	3	0.5 ^{※1}	1		
			501 ~ 3,200	5	0.5 ^{※1}	1		
			≧ 3,201	8	0.5 ^{※1}	1		
放射性物質	特定せず		≦ 50	3	1	1		
			51 ~ 150	5	1	1		
			151 ~ 500	8	1	1		
			501 ~ 3,200	13	1	1		
			3,201 ~ 35,000	20	1	1		
	特定せず		≧ 35,001	32	1	1		
			≦ 50	2	1.5	1		
			51 ~ 500	3	1.5	1		
			501 ~ 3,200	5	1.5	1		
	特定せず		≧ 3,201	8	1.5	1		
			① 均一に分布するもの	特定せず	≧ 1	1	0.3	1
					② 不均一に分布するもの	特定せず	≦ 50	2
			51 ~ 500	3			0.3	1
501 ~ 3,200	5	0.3	1					
	特定せず		≧ 3,201	8	0.3	1		
			① 乾燥野菜、乾燥果実、茶(抹茶を除く)	特定せず	≦ 50	3	0.3	1
					51 ~ 150	5	0.3	1
					151 ~ 500	8	0.3	1
501 ~ 3,200	13	0.3			1			
3,201 ~ 35,000	20	0.3			1			
	特定せず		≧ 35,001	32	0.3	1		
			② キャベツ(芽キャベツを除く)及びハクサイ ^{※2}	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1
					③ 加工食品(簡易な加工を除く)	特定せず	≦ 150	3
			151 ~ 1,200	5			1	1
≧ 1,201	8	1	1					
	特定せず		≦ 50	3	1	1		
			51 ~ 150	5	1	1		
			151 ~ 500	8	1	1		
			501 ~ 3,200	13	1	1		
	特定せず		3,201 ~ 35,000	20	1	1		
			≧ 35,001	32	1	1		
			① 下痢性貝毒及び麻痺性貝毒	特定せず	≦ 150	6(3×2)	1(0.5×2)	2
					151 ~ 1,200	10(5×2)	1(0.5×2)	2
≧ 1,201	16(8×2)	1(0.5×2)			2			
畜水産食品の残留有害物質等	特定せず		≦ 150	3	1尾(ピース)を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6		
			151 ~ 1,200	5		10		
			≧ 1,201	8		16		
			③ 乾燥海藻類	特定せず	≦ 150	3	0.3	1
151 ~ 1,200	5	0.3			1			
≧ 1,201	8	0.3			1			
	特定せず		≦ 150	3	0.5	1		
			151 ~ 1,200	5	0.5	1		
			≧ 1,201	8	0.5	1		
			① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋		≦ 280	32	1
281 ~ 500	50	1				1		
501 ~ 1,200	80	1				1		
1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2(1×2)				2		
≧ 3,201	210(70×3)	3(1×3)				3		
② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン		≦ 50	2	0.5	1		
			51 ~ 500	4(2×2)	1(0.25×2)×2	2		
			≧ 501	6(2×3)	1.5(0.25×2)×3	3		
③ ①及び②以外のもの	小型容器包装		≦ 50	2(2×1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1		
			51 ~ 500	3(3×1)		1		
			501 ~ 3,200	6(3×2)		2		
			≧ 3,201	9(3×3)		3		

※1:水産物(しゃこ)にあっては1とする。 ※2:千切り、乱切り等、細切したものを除く。 ※3:パツリンは、②又は③の方法による。

※穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア.サイロ又ははしけ(以下「サイロ等」という。)搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

イ.はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。

ウ.コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg以上)とする。